

令和4年神奈川県議会第1回定例会 防災警察常任委員会

令和4年3月8日

佐々木(正)委員

公明党、佐々木です。

それでは、今日は県警察における運転免許窓口業務について質問させていただきます。

県警では、昨年6月から行政手続に関する各種窓口について、朝の受付開始時間を遅くして夕方の終了時間を早めるということで試行運用を実施しているというふうに承知しています。警察署の交通行政窓口は昼休みの手続はされていないとかということで、大変忙しい中、窓口職員の休憩時間を確保するということを考えると仕方がない面もあると思いますが、県民の要望ということもありますし、日中仕事をしている方などは仕事の合間の休みに運転免許証の更新手続などをしたい方もいると思われます。

そこで、まず、昨年6月から試行運用をしている行政手続窓口の受付時間変更の概要について伺います。

警務課企画室長

県警察では、昨年6月1日から試行運用として、警察署における各種申請窓口の受付時間を短縮しております。具体的には、これまで窓口の受付時間は午前8時30分から午後5時15分までであったところ、昨年6月1日以降は午前9時から午後4時までとし、朝と夕方の受付時間をそれぞれ短縮して運用しております。

佐々木(正)委員

この時短の目的についても伺います。

警務課企画室長

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、窓口周辺の消毒作業に一定の時間を要することや同時期から始まった行政手続のオンライン申請の審査などに対応することを目的としております。これにより副次的な効果として、窓口を担当する警察官を朝夕の上下校時間帯における見守り活動に従事させるなど、安全・安心の確保のために人員をシフトすることも可能となりました。

佐々木(正)委員

この時短したことによる、県警で掌握している県民からの意見が何かあったのかどうか、それについてもお伺いします。

警務課企画室長

受付時間を短縮したことにより、利用者からの一部御意見として、窓口の短縮について知らなかった、他の行政機関と同様にしてもらいたいといった意見があったものと承知しております。

なお、受付時間が短縮されたことを知らずに来庁された方については、原則として申請を受け付ける対応を取っております。

佐々木(正)委員

他の刑事課とか生活安全課では昼休みも申請を受理しているというふうに認識しています。そのことを鑑みますと、運転免許の窓口も同様にすべきという

意見もあり、そういうふうに私も考えますが、警察本部から統一的な運用方針というのを示せないのか、それについても伺います。

警務課企画室長

受付時間の短縮に当たっては、各種窓口を所管する交通部門や会計部門等と昼夜時間帯の受付についても検討したところあります。しかしながら、交通部門の窓口については、取扱件数や体制など様々な検討を重ねた上で、昼夜時間帯の受付については見送ったものであります。

佐々木(正)委員

各種窓口の受付時間の短縮は試行運用ということですが、今後の方針についてお伺いいたします。

警務課企画室長

試行期間は本年5月31日までを予定しております。今後の方針としましては、県民の皆様の声や現場で勤務する職員の意見を踏まえた上で、本年6月1日から本実施することとしております。今後も引き続き県民への周知や利便性向上に向けて取り組んでまいります。

佐々木(正)委員

警察各種の手続の中でも、特に交通行政窓口については取扱件数が多いというのは、ホームページ等でも確認できるし、そういうように思われます。その中でも特に運転免許証の更新とか道路使用許可、それから車庫証明の取扱いは多いというふうに思うんですが、それぞれの手続数について教えてください。

運転免許課長

令和3年中の交通行政窓口での取扱件数については、運転免許証の更新手続は約121万件、道路使用許可は約22万件、車庫証明は約58万件となっております。

また、運転免許証の更新手続は、運転免許センターと横浜水上警察署を除く53警察署で手続を実施しており、運転免許センターでは約43万件、約35%、警察署では約78万件、約65%となっており、警察署での割合が高くなっています。

なお、各警察署での1日当たりの運転免許証の更新手続の取扱件数は、100件以上が27警察署、50件から100件未満が14警察署、50件未満が12警察署となっております。

佐々木(正)委員

それでは、警察署で行う運転免許更新手続の流れはどうなっているんですか、それについてお伺いします。

運転免許課長

警察署で特に取扱件数の多い優良運転者の運転免許更新手続の主な流れは、初めに申請者が警察署にある受付端末機で申請書等を作成した後、申請書に必要事項を記入し、安全協会等で手数料額分の県収入証紙を購入します。次に、職員が申請書の記載内容や住所変更の有無などを確認します。その後、職員が申請者の所持している免許種別に応じた視力等の検査を行います。最後に、県交通安全協会職員による30分の講習を行います。さらに免許証の即日交付が可能な警察署では、申請者が講習を受講している間に免許証を作成し、記載事項

を確認した後、交付します。

また、申請書の受理時に過去の病気が原因として意識を失ったことがある等について申告があった場合は、個別に申請者から聴取する場合もあります。

佐々木(正)委員

運転免許証の更新手続だけでもかなりの業務量があるというのは確認できたんですが、そもそも警察署の運転免許窓口業務に従事している職員の体制についてはどうなっているのかお伺いします。

運転免許課長

取扱件数が多い警察署では3人または4人の体制となっていますが、他の警察署は1人または2人となっております。また、1人の職員が運転免許窓口のほかに車庫証明窓口などを兼務している警察署もあります。

佐々木(正)委員

今、それぞれのお話は分かりましたが、警察署の各種手続の中で、運転免許証の更新手続については昼休みに受け付けていないと聞いておりますが、その理由についてお伺いいたします。

運転免許課長

昼休みの運転免許証の更新手続を警察署で受け付けていない理由は、午前中に取り扱った業務の整理や午後の受付の準備、そして担当者の休憩時間を確保するために昼休み時間帯に受付を一旦中断しております。しかし、申請者が集中し、昼休み時間帯に受付が混雑する場合には、午後の受付時間を早めるなど、柔軟に対応しております。

佐々木(正)委員

流れの中でいろんなことを教えていただきました。今後、証紙のキャッシュレス化とかいろんなこともあるので、このことにつきましてもさらに検討していただけるんじゃないかなと思ってるんですが、神奈川県の警察署の窓口については、昼休みに運転免許証の更新手続の受付をしていないけれども、県外の警察署についてはどうなっているのかお伺いします。

運転免許課長

手続の予約制を導入することで来庁者をコントロールすることが可能となっている大阪府警察を除き、当県と同規模の更新手続を行う都県警察の警察署では、昼休みの窓口業務は実施していないものと承知しております。

佐々木(正)委員

今申し上げましたこれからキャッシュレス、デジタル化時代ということもあって、安全協会等の業務も含めまして、今後、業務内容を効率化していくという観点からも、昼休みも更新手続を実施するように改善ができないのか、この点について最後にお伺いいたしたいと思います。

運転免許課長

警察庁では、運転免許証の更新時に受講する優良運転者の講習について、オンラインによる講習の導入に向けて準備を進めており、令和6年度末に本県を含め全国で実施される予定となっており、今後はこれによる事務の効率化も期待できるところです。

引き続き県民の利便性に配意した各種手続のデジタル化や担当職員の負担を

考慮した業務の効率化などを図り、その中で昼休み時間帯の運用についても検討してまいります。

佐々木(正)委員

県民の意見としては、役所とか消防署は昼もやってくれるのにというようなことも言われております。なので、他県の警察も大阪府以外やっていないということですが、県民・市民からはそういう意見もございますので、ぜひ承知しておいていただければというふうに思います。

今、運転免許の窓口業務については現状を確認ができたわけですが、先ほど申し上げましたとおり、警察署での交通行政窓口については、先ほどの団体との連携もしていく、そのほかにもデジタル化などによってさらなる県民の利便性についても検討していただきたいと。

また、試行運用している行政手続窓口の受付時間の変更については、短縮を知らなかつたという意見があつたということあります。そういう意見を吸い上げられる仕組みもさらに強めていただきながら、知らない方にどうだったかと言っても知らなかつたという話なので、そういうことについて必要な方が感じているところだというふうに思いますが、県民に広く知らせていただくことも大事だと思います。そのことによって県民から理解が得られるかどうかということを見極めなくてはならないというふうに思いますので、周知をしっかりとしていただくことをお願いして、私の質問は終わります。

佐々木(正)委員

今日は、まず、被災地への派遣業務を本県の防災対策に生かす取組についてということでお話しさせていただきます。

報告資料の中で東日本大震災の被災地への任期付職員の派遣について、来年度も派遣を継続すると報告がありました。私からは、被災地での活動を通じて得られた経験を本県の災害対策に生かすための取組について、何点かお聞きをさせていただきたいというふうに思っております。

まず、電話やオンラインを用いて派遣職員の各種相談に応じたというふうにありますけれども、どのような相談や悩みを聞くことができたのか、特徴的なものがあればお伺いしたいのと、この派遣の取組を継続していくためには、慣れない被災地で生活をしながら日々業務に当たっているということで、派遣職員をしっかりとケアしていく必要があるというふうに思いますが、どのようにサポートしていくかお伺いいたします。

くらし安全防災局管理担当課長

まず、派遣職員からの特徴的な相談や悩みとしましては、現在ですとやはり新型コロナの影響が大きく、例えば外出が制限され、なかなか家族の元へ帰ることができない、懇親会など、周囲の職員とのコミュニケーションを図る機会が失われてしまっているなどの声を多く伺っております。

次に、派遣職員へのケア、サポートについてですが、まずは派遣先に職員を派遣する際、なるべく本人の希望あるいは経験、そういったものにマッチした派遣先を選定することにしております。また、派遣後は派遣職員がいつでも気軽に相談しやすいよう、担当職員が日頃から電話あるいはオンラインで連絡を取るなど、できるだけ顔の見える関係づくりを行っているほか、被災地周辺で地震があった際などには安否確認のメールを送るなど、本県職員としてのつながりを感じていただけるような工夫をしております。

さらに帰庁報告会あるいは現在は新型コロナの影響で実施を見合わせておりますが、くらし安全防災局の幹部職員が派遣職員を訪問いたしまして、そういった機会に業務上あるいは生活上の相談、こういったものを受けていると、そういう対応をしております。

佐々木(正)委員

派遣職員への様々なケアも含めてしていただいているということで大変安心しました。ちょっと視点を変えて、被災地で奮闘している派遣職員の生の声というのは非常に大事だというふうに思っております。これも財産だということで、ありがたいことに平成29年6月に、派遣職員が現地での活動を通じて得た知見、経験、ノウハウ、そういうものをまとめた東日本大震災の復興対策に従事した職員からの意見とその対応ということで、意見集をまとめて作成していただいて、今でも県のホームページに掲載をされているというふうに承知しています。

これは私自身のことですが、平成26年3月第1回定例会の予算委員会で当時の局長に提案させていただいたものです。被災地での復興支援に取り組むということは、今後の神奈川県の災害対策にとっても非常に大事な経験だということで、意見や経験を把握してノウハウを蓄積していくことも大事だということで

を質問したところ、心のケアも含めて当時被災地に派遣した職員の経験や意見を県の政策に生かしていく仕組みを関係部局とともにしっかりとつくり、派遣されている職員あるいは戻ってきた職員の心のケアも含めて、県としてしっかりと支える体制をつくっていくという答弁を頂いた中で、局長が、平成29年の当時には副局長でいらっしゃったと思うんですけれども、まとめてくださって、当時部長もいらっしゃったと思いますが、やっていただいたというのは非常に懐かしくありがたいと思っております。

そういうことは一定の評価をするところですけれども、改めてこの意見をまとめていただくために、当時と今ではいろんな様相が変わってきていると思うんですね。被災地支援といつても、今はどういう形に変わってきて変化しているのか、意見集はどのような目的で作成されたのか。当時と今とどう変わってきたのか、また、県の防災対策に生かす視点もまたさらに必要だと思いますけれども、具体的な対応について教えていただきたいと思います。

くらし安全防災局管理担当課長

平成29年6月に取りまとめた意見集でございますが、目的といたしましては、被災地の実態あるいは支援業務の経験を踏まえた意見を調査いたしまして、災害対策の参考とするということで作成したものでございます。当時の意見として多かったものは、やはり復興対策の準備ですか、応援職員の受け入れ体制、こういったものに対する意見が多かったという状況でございます。

委員御指摘のとおり、今、被災地の状況ですとか、復興に向けたフェーズ、こういったものも変化しております。一例を挙げますと、被災地ではハード面での復旧・復興が進展する一方で、住民の避難により損なわれた地域のコミュニティの回復であるとか、にぎわいを取り戻すための中心市街地の再生あるいは震災による人口減少対策としての移住施策、こういったソフト面での課題に取り組むための職員の派遣ニーズが増えてきているという状況でございます。

そこで、こうした復興状況の変化あるいは新たな課題に直面している現在の派遣職員から、改めて震災復興対策の向上に向けた意見を取りまとめて、平成29年6月に取りまとめた意見集の改訂版を作成するということにいたしたいと思っており、現在作業を進めているところでございます。

佐々木(正)委員

今おっしゃっていたようにフェーズが変化してきていると思いますので、平成29年に取りまとめたものと、またさらに10年たった今のものというのは、非常に大事な財産がずっと続いていると思うんですね。ですので、区切り区切りというか、それはどのぐらいの期限が大事なのかというのを私自身答えがあるわけじゃないですが、フェーズが変化していったときにどんどんその意見集を塗り替えていくといいますか、新しいものにバージョンアップして、神奈川県の受援にしても被災地支援についても生かしていくということで、それを今取りまとめようとしていただいているので感謝申し上げたいというふうに思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

この質問の最後に、派遣職員の貴重な経験は防災体制の向上に必ず寄与するものというふうに私は思います。今申し上げましたとおりです。具体的に今までやってきたことと、それからまた新たに意見をまとめて、またバージョンア

ップして今のフェーズ変化をにらんだものを踏まえて、その経験をどのように今後防災施策等に反映して生かしていくこうとしているのか、最後にお聞きしたいと思います。

くらし安全防災局管理担当課長

委員おっしゃるとおり、派遣職員の現地での復旧・復興業務の活動経験は、本県の災害対策にとって大変貴重な財産であります。こういったものを県の防災施策に反映していくことが非常に重要だと考えております。

そこで、今回取りまとめる新たな意見などについては、まずしっかりと意見集に反映し、その内容の充実を図っていきたいと考えております。その上で有用な意見につきましては、震災復興対策マニュアルへ反映させていく、こういったことも考えていきたいと考えております。

さらには、その内容をつくるだけではなく、しっかりと市町村ですとか、庁内の各部局とも共有して、県全体の災害対応力の向上に生かしていきたいと、このように考えております。

佐々木(正)委員

この質問の要望ですけれども、やはり未曾有の大災害を風化させてはいけないということが一つ一番大事なところだと思います。被害に遭った被災地、被災者への支援も続けていくことと、この事業を通した経験も神奈川県内で大災害が起きる、大地震が起きることも想定されておりますので、いつ起きてもおかしくないということから、県の災害の備えに着実に生かしていただくことを要望させていただきたいと思います。

次に、消防の技術の向上について質問させていただきます。先日の我が会派の代表質問でも消防職員の技術の向上について取り上げたところでありますが、災害や火事などが発生した際に現場の第一線で救助あるいは消火活動を行う消防職員の技術の向上を図ることが重要であるというふうに思います。

特に消火技術に関しましては、全国的に出火件数が減少傾向にあって、消防職員の消火経験の不足ということも言われておりますが、消火活動能力とか危機予知能力の低下が懸念されているというふうに聞いております。近年の風水害の頻発などで救出・救助活動へ目が行きがちでありますけれども、消防の基本となる消火技術の維持向上というのは重要な視点であるというふうに思いますので、まず、県の消防学校で消防職員に対してどういう教育訓練を行っているのか伺います。

消防保安課長

県の消防学校は、横浜市以外の県内の消防職員及び消防団員を教育する県の機関でございます。県内の消防本部の消防職員は、採用された後に消防学校で6か月間の初任教育を実行して、消防職員としての基礎的な知識や技能等を習得いたします。消防学校では、初任教育のほかに警防、予防、救急・救助などに関する専門的な知識や技術を習得する専科教育、消防に関する高度な知識や技術の習得と管理能力の向上を図る幹部教育、水難救助や救急救命士等の特定の分野に関する専門的な知識及び高度な技術の習得を図る特別教育の課程がございます。

佐々木(正)委員

今、新しい訓練施設を整備するということで、この訓練施設はどういうものなのか、概要についてお伺いします。

消防保安課長

この施設は実際の火災と同等の熱環境や煙等を体験できます訓練施設で、現場における危険予知能力の向上に役立つものと考えております。具体的には、コンテナを訓練用に改裝したもので、内部で燃焼用部材であります木材パレット等を燃焼させまして、熱気と煙を発生させることにより実際の火災と同等の状況を体験できるものでございます。この施設を活用しました訓練では、初期、最初から最盛期になるまでの火災の状況や熱環境を体験できまして、また、水等による消火も実践できるものとなっております。

佐々木(正)委員

視察に行きたいと思いますけれども、有効にこの訓練施設を活用していくということが非常に大事だと思っておりまして、今後、この施設の活用の考え方をお伺いいたします。

消防保安課長

消防学校では、消防職員の教育カリキュラムで活用を予定しております。令和4年度は、この施設を最大限活用しました特別教育の火災性状特別研修を計画しております。このほか初任教育や専科教育の警防科と救助科の課程でも活用する予定でおります。

佐々木(正)委員

消火技術の向上は一過性のものであってはいけないというふうに思います。継続してずっと取り組んでいっていただきたいなというふうに思いますが、そのためにも地域防災計画にしっかりと位置づけていくということが必要だと思っておりまして、地域防災計画の位置づけと、それから消防職員の技術の向上に向けた今後の取組について、最後にお伺いいたします。

消防保安課長

これまで県では、平成30年に整備しました全国最大規模の実践的な訓練施設、かながわ版ディザスターシティによりまして消防職員の救出・救助技術の向上を図ってまいりました。現在改定作業を行っております地域防災計画では、救助・救急・消火活動体制の充実として、消防職員の消火に関する対応力強化の必要性を課題として取り上げまして、実際の火災を想定した実践的な訓練などを通じて、消防職員の消火技術の向上に取り組むことを掲載する予定としております。

このため、新たに整備を予定しております実火災体験型訓練施設と併せまして、民間出版社との協定により火災時における炎の特性ですか、効果的な放水方法等について2次元コードから動画も視聴できます全国初となるテキストの作成に取り組んでおりまして、消火技術も含め、火災対応の訓練も充実したいと考えております。

また、消防学校では、県内消防本部を交えまして教育訓練5ヵ年計画の策定を行っており、長期的なビジョンを見据えた消防職員教育の充実に取り組んでまいるところでございます。このような取組を通じまして、消防職員の技術の向上を図ってまいりたいと考えております。

佐々木(正)委員

最後に要望ですけれども、今、重要な課題についてしっかりと計画に位置づけて、そして対策強化に取り組んでいるということは分かりました。地域の消防力の強化については、消防職員の技術の向上を図ることが非常に重要であるというふうに思います。新たに導入する訓練施設を活用するなどして教育訓練を充実させて、消防職員の技術向上にしっかりと取り組んでいただくよう要望して、私の質問は終わります。